

## 令和5事務年度における所得税及び消費税調査等の状況（概要）

高額・悪質と見込まれる事案を優先して深度ある調査を的確に実施するとともに、短期間で申告漏れ所得等の把握を行う効率的な調査等を実施

## 《所得税》

選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額は過去最高を記録し、追徴税額の総額についても過去2番目の高水準

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は21,007件（対前年比98.9%）
- 「調査等」による申告漏れ所得金額は318億2千8百万円（同111.1%）と過去最高、追徴税額の総額は39億7千7百万円（同100.1%）と過去2番目の高水準
- 譲渡所得の調査等の合計件数は466件（同101.5%）で、申告漏れ所得金額は32億8千7百万円（同149.1%）

## ○ 調査等の状況

項目	区分	実地調査			簡易な接触			調査等合計		
		(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比
		令和4			令和4			令和4		
調査等件数	件	1,613	1,604	99.4%	19,630	19,403	98.8%	21,243	21,007	98.9%
申告漏れ所得金額	百万円	16,655	16,142	96.9%	11,998	15,686	130.7%	28,653	31,828	111.1%
追徴税額計	百万円	3,017	3,225	106.9%	956	752	78.7%	3,974	3,977	100.1%
1件当たり追徴税額計	万円	187	201	107.5%	5	4	80.0%	19	19	100.0%

## ○ トピックス（主な取組）の調査状況

項目	区分	富裕層	海外投資等	シェアリング エコノミー等新分野	暗号資産等 取引	無申告	特別・一般 調査計
調査件数	件	52	31	42	20	223	1,477
申告漏れ所得金額	百万円	316	892	448	447	5,316	15,756
追徴税額計	百万円	141	399	66	131	1,108	3,195
1件当たり追徴税額計	万円	271	1,288	157	655	497	216
	全体平均との比較	倍	6.0	0.7	3.0	2.3	—

## 《消費税（個人事業者）》

消費税（個人事業者）についても調査等合計の追徴税額の総額は過去最高

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は3,641件（同99.7%）
- 「調査等」による追徴税額の総額は14億2千7百万円（同117.7%）と過去最高

## ○ 調査等の状況

項目	区分	実地調査			簡易な接触			調査等合計		
		(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比	(参考)	令和5	対前年比
		令和4			令和4			令和4		
調査等件数	件	951	972	102.2%	2,701	2,669	98.8%	3,652	3,641	99.7%
追徴税額計	百万円	1,083	1,299	119.9%	130	128	98.5%	1,212	1,427	117.7%
1件当たり追徴税額計	万円	114	134	117.5%	5	5	100.0%	33	39	118.2%

## ○ トピックス（主な取組）の調査状況

- 消費税無申告者に対する調査件数（特別・一般）は320件（同103.6%）で、1件当たりの追徴税額は282万円（同125.3%）であり、消費税全体の1件当たり追徴税額139万円の2.0倍

# 令和 5 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和 6 年 12 月

札幌国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額は過去最高を記録し、追徴税額の総額についても高水準
  - ・ 「実地調査」の追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
  - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び1件当たりの申告漏れ所得金額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、21,007件（前事務年度21,243件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は11,673件（同11,669件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、1,604件（同1,613件）。うち、特別調査・一般調査が1,477件（同1,473件）、着眼調査が127件（同140件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、19,403件（同19,630件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、318億2千8百万円（同286億5千3百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、161億4千2百万円（同166億5千5百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは157億5千6百万円（同162億3千5百万円）、着眼調査によるものは3億8千6百万円（同4億2千万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、156億8千6百万円（同119億9千8百万円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、39億7千7百万円（同39億7千4百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、32億2千5百万円（同30億1千7百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは31億9千5百万円（同29億6千9百万円）、着眼調査によるものは3千1百万円（同4千8百万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、201万円（同187万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、7億5千2百万円（同9億5千6百万円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計			
		特別・一般		着眼		計							
			対前年比										
調査等件数	件	1,473		140		1,613		19,630		21,243			
		1,477	100.3%	127	90.7%	1,604	99.4%	19,403	98.8%	21,007	98.9%		
申告漏れ等の非違件数	件	1,253		82		1,335		10,334		11,669			
		1,243	99.2%	88	107.3%	1,331	99.7%	10,342	100.1%	11,673	100.1%		
申告漏れ所得金額	百万円	16,235		420		16,655		11,998		28,653			
		15,756	97.0%	386	91.9%	16,142	96.9%	15,686	130.7%	31,828	111.1%		
追徴税額	本税	百万円	2,492		42		2,534		949		3,483		
			2,599	104.3%	27	64.3%	2,626	103.6%	744	78.4%	3,371	96.8%	
	加算税	百万円	477		6		483		7		490		
		596	124.9%	3	50.0%	599	124.0%	7	100.0%	606	123.7%		
	計	百万円	2,969		48		3,017		956		3,974		
			3,195	107.6%	31	64.6%	3,225	106.9%	752	78.7%	3,977	100.1%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,102		300		1,033		61		135		
			1,067	96.8%	304	101.3%	1,006	97.4%	81	132.8%	152	112.6%	
	追徴税額	本税	万円	169		30		157		5		16	
				176	104.1%	22	73.3%	164	104.5%	4	80.0%	16	100.0%
	加算税	万円	32		4		30		0.04		2		
			40	125.0%	3	75.0%	37	123.3%	0.04	100.0%	3	150.0%	
	計	万円	202		34		187		5		19		
			216	106.9%	24	70.6%	201	107.5%	4	80.0%	19	100.0%	

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、466 件（前事務年度 459 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、344 件（同 370 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、32 億 8 千 7 百万円（同 22 億 4 百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4 事務年度	5 事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 459	件 466	% 101.5
土地建物等	408	441	108.1
株式等	51	25	49.0
② 申告漏れ等の 非違件数	件 370	件 344	% 93.0
土地建物等	324	319	98.5
株式等	46	25	54.3
③ 非違割合 ( ② / ① )	% 80.6	% 73.8	ポイント ▲ 6.8
土地建物等	79.4	72.3	▲ 7.1
株式等	90.2	100.0	9.8
④ 申告漏れ所得金額	百万円 2,204	百万円 3,287	% 149.1
土地建物等	1,838	2,440	132.7
株式等	366	848	231.7
⑤ 1 件当たり申告 漏れ所得金額 ( ④ / ① )	万円 480	万円 705	% 146.9
土地建物等	451	553	122.8
株式等	718	3,391	472.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

### ○ 調査等合計の追徴税額の総額は過去最高を記録 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、3,641件（前事務年度3,652件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は2,070件（同2,174件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、972件（同951件）。うち、特別調査・一般調査が923件（同888件）、着眼調査が49件（同63件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、2,669件（同2,701件）となっています。

#### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、14億2千7百万円（同12億1千2百万円）と、過去最高となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、12億9千9百万円（同10億8千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは12億8千4百万円（同10億6千万円）、着眼調査によるものは1千4百万円（同2千2百万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、134万円（同114万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1億2千8百万円（同1億3千万円）となっています。

### ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比		
調査等件数	件	888		63		951		2,701		3,652	
		923	103.9%	49	77.8%	972	102.2%	2,669	98.8%	3,641	99.7%
申告漏れ等の非違件数	件	703		48		751		1,423		2,174	
		737	104.8%	35	72.9%	772	102.8%	1,298	91.2%	2,070	95.2%
追徴税額	本税	868		19		887		126		1,013	
		1,032	118.9%	12	63.2%	1,044	117.7%	126	100.0%	1,170	115.5%
	加算税	193		3		196		3		199	
		252	130.6%	2	66.7%	254	129.6%	2	66.7%	257	129.1%
	計	1,060		22		1,083		130		1,212	
		1,284	121.1%	14	63.6%	1,299	119.9%	128	98.5%	1,427	117.7%
一件当たり	本税	98		30		93		5		28	
		112	114.3%	25	83.3%	107	115.1%	5	100.0%	32	114.3%
	加算税	22		5		21		0.1		6	
		27	122.7%	5	100.0%	26	123.8%	0.1	100.0%	7	116.7%
	計	119		36		114		5		33	
		139	116.8%	30	83.3%	134	117.5%	5	100.0%	39	118.2%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1.3 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、271 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 216 万円に比べ、1.3 倍となっています。
  - 令和 5 事務年度においては、52 件（前事務年度 86 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、608 万円（同 2,343 万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は、3 億 1 千 6 百万円（同 20 億 1 千 5 百万円）でした。
  - また、追徴税額の総額は 1 億 4 千 1 百万円（同 6 億 6 千 6 百万円）でした。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		4 事務年度	5 事務年度	対前年比	5 事務年度 実地調査 （特別・一般）全体
		件				
調査件数	件		86	52	60.5%	1,477
申告漏れ等の非違件数	件		78	42	53.8%	1,243
申告漏れ所得金額	百万円		2,015	316	15.7%	15,756
追徴税額	百万円		666	141	21.2%	3,195
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,343	608	25.9%	1,067
	追徴税額	万円	775	271	35.0%	216

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 6.0 倍～

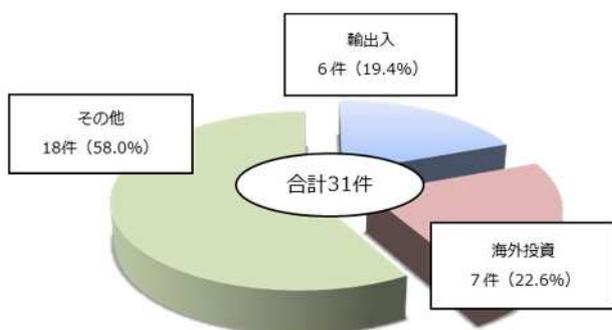
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、1,288万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の216万円に比べ、6.0倍となっています。

- 令和5事務年度においては、31件（前事務年度34件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は8億9千2百万円（同8億5千9百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は3億9千9百万円（同2億4千6百万円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	件数	件				
調査件数	件		34	31	91.2%	1,477
申告漏れ等の非違件数	件		28	26	92.9%	1,243
申告漏れ所得金額	百万円		859	892	103.8%	15,756
追徴税額	百万円		246	399	162.2%	3,195
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,527	2,878	113.9%	1,067
	追徴税額	万円	724	1,288	177.9%	216

### ○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) ( ) 内の数値は構成比

- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 3 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の3.0倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。  
（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は655万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の216万円に比べ、3.0倍となっています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、42件（前事務年度40件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,066万円（同1,958万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は4億4千8百万円（同7億8千3百万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は157万円（同553万円）となっています。また、追徴税額の総額は6千6百万円（同2億2千1百万円）となっています。

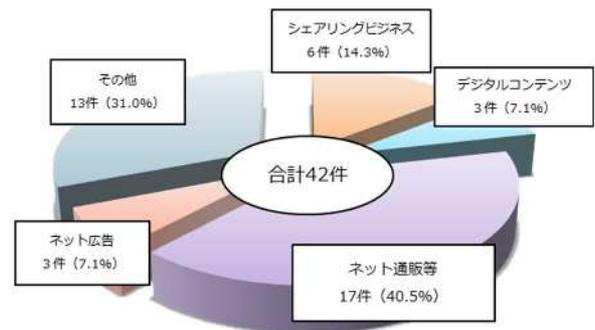
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、20件（前事務年度31件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,236万円（同2,076万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は4億4千7百万円（同6億4千4百万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は1億3千1百万円（同1億6千7百万円）となっています。

#### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 （特別・一般）全体		
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件	40	42	105.0%	1,477	
申告漏れ等の非違件数	件	35	38	108.6%	1,243	
申告漏れ所得金額	百万円	783	448	57.2%	15,756	
追徴税額	百万円	221	66	29.9%	3,195	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,958	1,066	54.4%	1,067
	追徴税額	万円	553	157	28.4%	216

【取引区分別の調査状況】



#### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 （特別・一般）全体		
	4事務年度	5事務年度				
調査件数	件	31	20	64.5%	1,477	
申告漏れ等の非違件数	件	30	18	60.0%	1,243	
申告漏れ所得金額	百万円	644	447	69.4%	15,756	
追徴税額	百万円	167	131	78.4%	3,195	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,076	2,236	107.7%	1,067
	追徴税額	万円	539	655	121.5%	216

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

## 4 無申告者に対する調査状況

### ～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の9億2百万円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も282万円と過去最高となっています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、223件（前事務年度221件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,384万円（同2,166万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,067万円（同1,102万円）に比べ、2.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は53億1千6百万円（同47億8千6百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は497万円（同288万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の216万円（同202万円）の2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は11億8百万円（同6億3千6百万円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、320件（同309件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り282万円（同225万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の139万円（同119万円）に比べ、2.0倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の9億2百万円（同6億9千5百万円）に上ります。

### ○ 無申告者に対する調査の状況

#### <所得税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数 件	221	223	100.9%	1,477
申告漏れ所得金額 百万円	4,786	5,316	111.1%	15,756
追徴税額 百万円	636	1,108	174.2%	3,195
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	2,166	2,384	110.1%	1,067
1件当たり 追徴税額 万円	288	497	172.6%	216

#### <消費税>

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数 件	309	320	103.6%	923
追徴税額 百万円	695	902	129.8%	1,284
1件当たり追徴税額 万円	225	282	125.3%	139

## 5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、89件（前事務年度107件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は20万円（同47万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は1千8百万円（同5千万円）となっています。

### ○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
		件			
調査件数	件		107	89	83.2%
申告漏れ等の非違件数	件		71	58	81.7%
追徴税額	百万円		50	18	36.0%
1件当たり追徴税額	万円		47	20	42.6%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った件数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、25件（前事務年度10件）課税処理しました。
  - 1件当たりの追徴税額は6万円（同70万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は1百万円（同7百万円）となっています。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
	件数	件			
処 理 件 数	件		10	25	250.0%
追 徴 税 額	百万円		7	1	14.3%
1 件 当 たり 追 徴 税 額	万円		70	6	8.6%

### Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	電気配線工事	1,337	174	6
2	内装工事	1,241	180	3
3	建築工事	1,195	206	5
4	塗装工事	1,151	154	7
5	板金工事	1,129	133	-
6	一般自動車整備	1,077	188	-
7	一般貨物自動車運送	965	121	-
8	宅 配	919	64	4
9	貨物軽車両運送	907	44	-
10	ラーメン店	881	89	-

(注) ① 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

② 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成 26 事務年度		平成 27 事務年度		平成 28 事務年度		平成 29 事務年度		平成 30 事務年度	
	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	弁 護 士	1,966	畜産農業（肉用牛）	7,519	畜産農業（肉用牛）	2,373	一般自動車整備	2,174	畜産農業（肉用牛）	1,991
2	す し 屋	1,182	特定貨物自動車運送	1,068	酒 場	1,051	機械器具、部品修理	1,468	一般土木建築工事	1,510
3	バ ー	1,065	焼 肉	916	と び 工 事	1,049	その他の漁業	1,179	焼 肉	1,405
4	畜産農業（肉用牛）	905	電気配線工事	883	内 装 工 事	1,004	土 木 工 事	1,135	食 堂	1,379
5	美 容	836	馬鈴しょ、甘しょ作農業	759	一般貨物自動車運送	892	畜産農業（肉用牛）	1,089	土 木 工 事	1,312

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得	業 種 目	1 件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	調 教 師	2,103	畜産農業（肉用牛）	5,474	一般土木建築工事	2,071	土 木 工 事	1,773	電気配線工事	1,337
2	製 図 設 計 士	1,728	畜産農業（搾乳牛）	1,746	工ステティック	1,754	水道衛生工事	1,423	内 装 工 事	1,241
3	美 容	1,655	塗 装 工 事	1,454	塗 装 工 事	1,493	内 装 工 事	1,186	建 築 工 事	1,195
4	水道衛生工事	1,524	電気配線工事	1,442	電気配線工事	1,435	宅 配	1,180	塗 装 工 事	1,151
5	馬鈴しょ・甘しょ作農業	1,217	内 装 工 事	1,238	内 装 工 事	1,148	建 築 工 事	1,172	板 金 工 事	1,129

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

## 調査事例

---

### ➤ 無申告事案（コンテンツ配信業）

事例 1 動画配信等により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税及び消費税が無申告であった者に対して課税した事例

### ➤ 事業所得調査事案（宅配事業）

事例 2 宅配事業に係る売上げから根拠の無い金額を減算することで所得を少なく申告し、また、消費税の課税事業者になることを免れていた事例

## 事例 1

### 動画配信等により得た多額の利益を申告していなかった事案

動画配信等により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税及び消費税が無申告であった者に対して課税した事例

調査対象者は、部内資料等から、動画配信による広告収入等を得ていると想定されたものの、所得税の申告がなかったことから調査選定した。

無予告により調査着手し、調査対象者の了解を得た上で、本人のパソコン及び作業机周辺の現物確認調査を行ったところ、売上先から交付された多数の支払調書を把握した。当該支払調書及び本人から提示のあった帳簿書類等を精査した結果、所得税及び消費税の申告義務が認められた。

【所得税（5年分）：申告漏れ所得金額 約5千7百万円 追徴税額（加算税込み）約2百万円】

【消費税（1年分）：追徴税額（加算税込み）約2百万円】

#### 【取引概要図】



経済取引の国際化、多様化及び広域化に伴い急速に拡大する電子商取引分野の実態を的確に把握するため設置された**電子商取引専門調査チームは、あらゆる機会を通じて電子商取引に係る様々な資料情報を積極的に収集・分析し、所得税等が無申告となっている者やインターネット取引を行う者についても調査を行っています。**

## 事例 2

### 税負担軽減のため、宅配事業で得た売上げを過少に申告

宅配事業に係る売上げから根拠の無い金額を減算することで所得を少なく申告し、また、消費税の課税事業者になることを免れていた事例

調査対象者は、元請先から委託を受け宅配事業を営む者であり、部内資料等の情報から申告額が過少と想定されたことから、調査着手した。

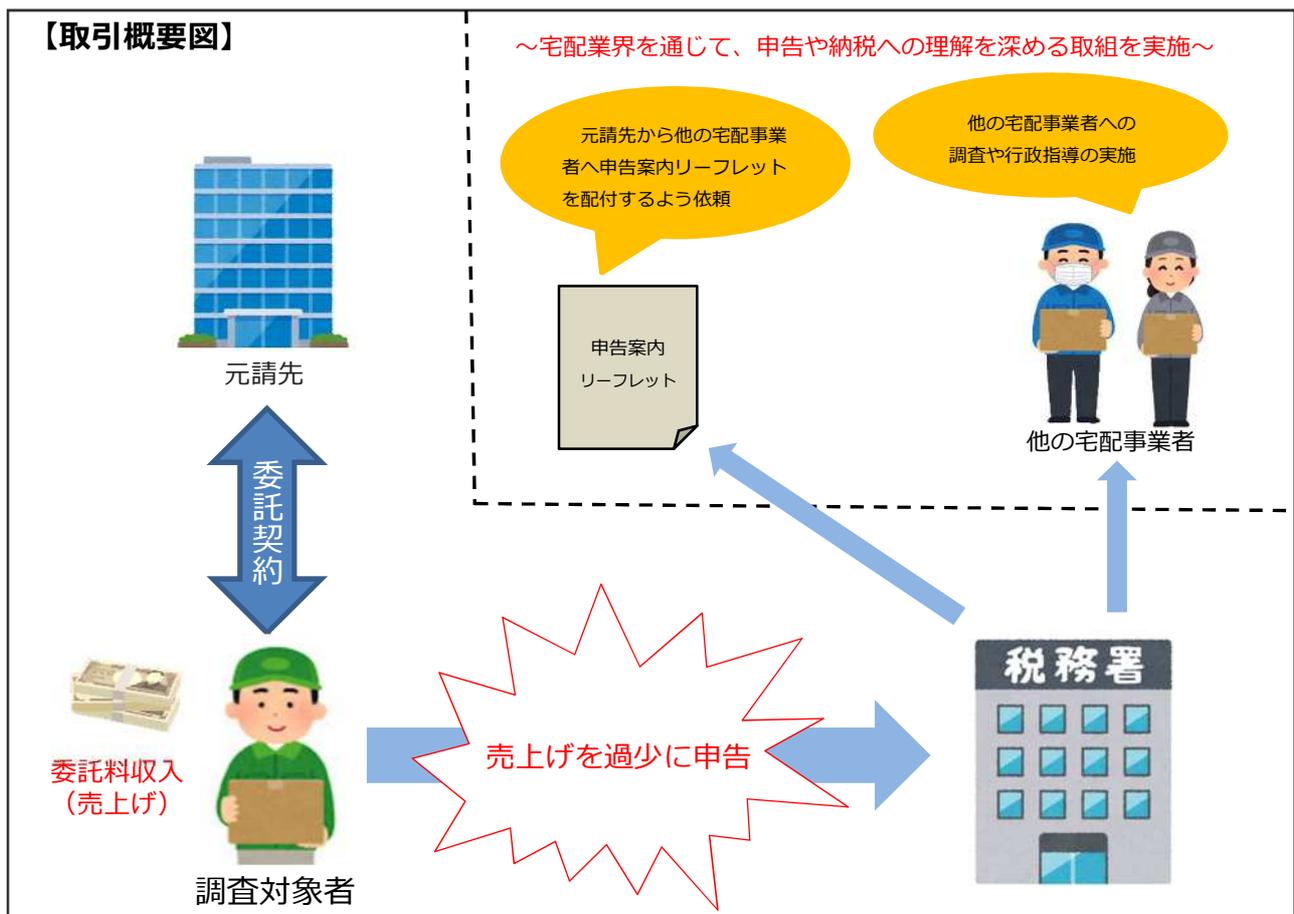
申告時に作成している収入の集計表と請求書控えの金額に開きがあることを把握したため、説明を求めたところ、税負担の軽減を目的に、元請先に請求した金額から根拠のない金額を減算して申告している事実を認めた。

なお、当該事案以外にも、他の宅配事業者への調査等の実施及びリーフレットによる申告案内を行い、業界を通じて申告や納税への理解を深めるための施策に取り組んでいる。

【所得税（7年分）：申告漏れ所得金額 約1千5百万円 追徴税額（加算税込み）約2百万円 重加算税有】  
【消費税（7年分）：追徴税額（加算税込み）約3百万円 重加算税有】

#### 《参考 宅配事業者に対する調査等の取組結果》

調査等件数 220件 申告漏れ所得金額 約6億2千万円 追徴税額（加算税込み） 約2千8百万円



札幌国税局では、あらゆる機会を通じて収集した資料情報等を調査に活用し、不正に税金を逃れようとする納税者に対しては、深度ある調査を実施し適正・公平な課税の実現に努めています。